

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱
神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準

令和5年6月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

目 次

1	神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱	1
	要綱様式	
	(第1号様式) 強度行動障害支援者養成研修事業者指定申請書	5
	(第2号様式) 強度行動障害支援者養成研修事業者指定書	6
	(第3号様式) 強度行動障害支援者養成研修事業計画書	7
	(第4号様式) 強度行動障害支援者養成研修変更届	8
	(第5号様式) 強度行動障害支援者養成研修廃止届	9
	(第6号様式) (第7号様式) 修了証書	10
	(第8号様式) 強度行動障害支援者養成研修修了者名簿	12
	(第9号様式) 強度行動障害支援者養成研修事業報告書	13
2	神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準	15
	(別添様式1) 誓約書	21
	別紙1 カリキュラム及び演習の取扱い (指定基準4関係)	22
	別表1 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) カリキュラム	
	別表2 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) カリキュラム	23
	(参考1) 演習計画書	24
	別紙2 講師の取扱い (指定基準6関係)	25
	別表 講師要件	26
	(参考1) 講師一覧	28
	(参考2) 講師履歴	30
	(参考3) 講師出講確認書	31
	別紙3 補講等の取扱い (指定基準9関係)	32
	(参考1) 補講修了確認書	33
	別紙4 修了証書再発行の取扱い (指定基準10関係)	34
	別紙5 受講者の本人確認について (指定基準11関係)	37
	別紙6 事業廃止する場合の取扱い (指定基準13関係)	38
3	参考資料	
	○「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)」(令和5年4月28日障発0428第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第22条第1項及び第2項に定める法律一覧

○神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）抜粋

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(令和5年4月28日障発0428第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。)に定めるもののほか、強度行動障害支援者養成研修事業者の指定に関し手続きその他必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者の募集を開始する2月前までに、「強度行動障害支援者養成研修事業者指定申請書」(第1号様式)のほか、別に定める「神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準」(以下「指定基準」という。)に基づき、次に掲げるものを知事に提出しなければならない。

- (1) 研修事業の名称及び実施場所(会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)
- (2) 学則
- (3) 研修内容(基礎研修・実践研修の別)及びカリキュラム
- (4) 演習計画書(タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)
- (5) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- (6) 研修修了の認定方法
- (7) 修了証書の様式
- (8) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (9) 事業開始年度及び次年度の事業計画
- (10) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- (11) 申請者の事業概要及び組織概要
- (12) 申請者の収支状況及び資産状況
- (13) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (14) 法人の登記事項証明書(3月以内に発行されたもの)
- (15) 指定基準1(2)①から⑬までに該当しない旨の誓約書

(指定の決定)

第3条 知事は、申請者から指定の申請があったときは、指定基準に基づき、審査する。

- 2 知事は、申請の内容が運営要領又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 3 知事は、審査を行うに当たり、必要に応じて、申請内容について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 4 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、強度行動障害支援者養成研修事業者(以下「事業者」という。)としての指定を行い、申請者に対し、「強度行動障害支援者養成研修事業者指定書」(第2号様式)を交付する。
- 5 知事は、指定をしない旨の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨の通知をする。

(受講者の募集等)

第4条 申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、次条に規定する事業計画書の届出をせずに募集を開始してはならない。

- 2 事業者は、年度ごとに、少なくとも次の事項を明らかにした学則を定め、研修の受講を希望する者に対して、公開しなければならない。
- (1) 研修の開講目的、研修事業の名称、研修の内容及び事業者指定番号
- (2) 研修実施場所

- (3) 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先
- (4) 研修期間
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名
- (7) 使用テキスト
- (8) 各回の研修スケジュール、演習計画書及び講師氏名
- (9) 受講資格と受講手続き等（募集要領、定員、受講決定方法を含む。）
- (10) 受講料等研修参加費用と納入方法
- (11) 欠席者に対する補講の実施方法及び受講料の取扱い（返還方法等）
- (12) 研修修了の認定方法
- (13) 個人情報の取扱方法
- (14) その他、研修受講に係る重要事項

（事業計画書の届出）

第5条 事業者は、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2月前までに、「強度行動障害支援者養成研修事業計画書」（第3号様式）に、当該年度の研修に係る第2条第5号に掲げる学則及び当該年度研修事業に係る収支予算の細目を添付して、知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（変更等の届出）

第6条 事業者は、第2条の申請又は第5条第1項の届出の内容を変更するときは、あらかじめ「強度行動障害支援者養成研修変更届」（第4号様式）に次に掲げる事由に応じた関係書類を添付して、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出なければならない。

ただし、第2条5号に該当する変更については、緊急やむを得ない事情であらかじめの届け出が困難な場合に限り、研修終了後10日以内に届け出ることとする。

なお、基礎研修の指定を受けた者が実践研修を併せて実施しようとする場合は、第2条第1号から第7号までに掲げる事項の変更の届出で足りるものとする。

- (1) 事業者に関する事項について変更があった場合
法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等
- (2) 研修に関する事項について変更する場合
研修カリキュラム、講師、研修責任者、研修コーディネーター、日程（休講も含む。）その他研修に関する事項に係る変更後の関係書類

- 2 前項の届出のうち、第2条第3号、第5号及び第6号に掲げる事項を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（事業廃止の届出）

第7条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、あらかじめ「強度行動障害支援者養成研修事業廃止届」（第5号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（調査及び指導等）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して事業者及び研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査

を行うことができる。

- 3 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと判断したときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。
- 4 知事は、事業者が届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わないとき、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定基準1(1)に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は1(2)①から⑬までのいずれかに該当したとき。
- (2) 指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- (3) 届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、事業者又は研修事業が指定基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 第7条第1項に規定する事業廃止の届出がなく養成研修が1年間開講されないとき。
- (7) 前条に規定する報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

(聴聞)

第10条 第8条第3項及び第4項に規定する研修事業の中止を命ずる場合並びに第9条に規定する指定の取消しを行う場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(修了の認定及び証書の交付)

第11条 事業者は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

- 2 事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮し、また、受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、補講等により、同等の知識が得られるように努めなければならない。
- 3 事業者は、基礎研修修了者に対し「修了証書」(第6号様式)を、実践研修修了者に対し「修了証書」(第7号様式)を交付する。
- 4 事業者は、公的機関の発行する証明書等により受講者の本人確認を行った上で、修了証書を発行する。

(台帳の管理)

第12条 事業者は、運営要領の規定に基づき、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修内容(基礎研修・実践研修の別)、修了年月日及び修了証書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

- 2 事業者は、台帳の管理に当たって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、台帳を保存し、受講者からの修了証書の再発行等の依頼に応じなければならない。
- 4 事業者は、研修事業を廃止した後においても、第1項から第3項までに掲げる義務を負う。

(事業報告書等の提出)

第13条 事業者は、各回の研修終了後1月以内に、「強度行動障害支援者養成研修修了者名簿」(8号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿の写し
- (2) 補講修了確認書の写し
- (3) 講師出講確認書の写し
- (4) 県が別に定める効果測定の結果集計

- 2 前項の提出を行うに当たり、「強度行動障害支援者養成研修修了者名簿」（第8号様式）及び前項第4号に掲げる書類は、電磁的記録も併せて提出するものとする。
- 3 事業者は、当該年度の事業終了後速やかに「強度行動障害支援者養成研修事業報告書」（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（留意事項）

第14条 事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

強度行動障害支援者養成研修事業者指定申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(代表者住所)
(電話)

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱の規定に基づき、次の研修内容の事業の指定を受けたいので、関係資料を添付の上申請します。

- 1 研修内容 【 基礎研修 ・ 実践研修 】

- 2 主たる事業所の所在地

- 3 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名

- 4 事業開始予定年月日

- 5 初回研修の募集期間 年 月 日～ 年 月 日

- 6 初回研修の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

- 7 初回研修の受講者定員 名

[添付資料]

- (1) 研修事業の名称及び実施場所（会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図）
- (2) 学則
- (3) 研修内容（基礎研修・実践研修の別）及びカリキュラム
- (4) 演習計画書（タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等）
- (5) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- (6) 研修修了の認定方法
- (7) 修了証書の様式
- (8) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (9) 事業開始年度及び次年度の事業計画
- (10) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- (11) 申請者の事業概要及び組織概要
- (12) 申請者の収支状況及び資産状況
- (13) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (14) 法人の登記事項証明書（3月以内に発行されたもの）
- (15) 指定基準1(2)①から⑬までに該当しない旨の誓約書

強度行動障害支援者養成研修 事業者指定書

法 人 名

代 表 者 名

所 在 地

事業所の所在地

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第3条
第4項の規定に基づき、強度行動障害支援者養成研修事業者とし
て指定する。

指定番号

研修内容

令和 年 月 日

神奈川県知事

強度行動障害支援者養成研修事業計画書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話)
(事業者指定番号)

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第5条第1項の規定により、年度の強度行動障害支援者養成研修事業計画書（基礎研修・実践研修）を提出します。

1 研修事業の名称

2 研修実施予定 全 回

実施回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回
募集期間	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
研修期間	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
定員	名	名	名	名	名

[添付資料]

- (1) 学則
- (2) 事業年度の研修事業に係る収支予算の細目

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

強度行動障害支援者養成研修変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電 話）
（事業者指定番号）

次の事項について変更したいので、神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

1 研修事業の名称

2 変更の内容

- 事業者に関する事項の変更
 研修に関する事項の変更（ 年度事業計画書）

変更項目	変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の時期 年 月 日

5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

強度行動障害支援者養成研修事業廃止届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電 話）
（事業者指定番号）

年 月 日付け第
により廃止したいので届け出ます。

号により指定を受けた研修事業について、次の理由

1 研修事業の名称

2 研修内容 基礎研修 ・ 実践研修

3 廃止時期 年 月 日

4 理由

5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは、厚生労働省の定めるところにより（当該指定研修事業者名）が神奈川県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

年 月 日

研修指定事業者名

役職・代表者名

⑩

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは、厚生労働省の定めるところにより（当該指定研修事業者名）が神奈川県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

年 月 日

研修指定事業者名

役職・代表者名

⑨

強度行動障害支援者養成研修事業報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

事業者
 （所在地）〒
 （法人名）
 （代表者名）
 （電話）
 （事業者指定番号）

年度における神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）を次のとおり実施したので、神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第13条第3項の規定により報告します

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講料	受講者数	修了者数	備考
〇〇〇〇					名	名	
△△△△					名	名	
合計					名	名	

- ※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修（〇〇会場）」等と記入すること。
- ※2 「実施機関」欄には、法人名、施設名等を漏れなく記入すること。
- ※3 「受講料」欄には、受講料総額を記入し、「備考」欄に1人当たりの受講料を記入すること。
- ※4 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。
- ※5 基礎研修と実践研修を両方実施している場合には用紙を分けて作成し、該当する研修を○で囲んだ上で提出を行うこと
- ※6 当該年度の事業終了後速やかに提出すること。

連絡先
 担当部署
 担当者名
 電話番号
 メールアドレス

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準

令和5年6月1日適用

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱（以下「指定要綱」という。）第3条の規定に基づき、強度行動障害支援者養成研修事業者の指定基準を次のとおり定める。

1 事業者

(1) 事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、概ね1年以上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による指定障害福祉サービス事業所の安定した運営実績があり、当該研修事業の適正な実施に支障がないと認められること。
- ② 県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
- ③ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ④ 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ⑤ 必要な研修会場・備品・教材等が確保されており、基準を満たした講師を適切な人数確保し、本基準に定めるカリキュラムの内容に従った研修を実施できること。
- ⑥ 事業計画書の届出、変更等の届出、実績報告書の提出等、指定要綱に定める手続きが適正に履行できると認められること。
- ⑦ 研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報保護に留意し、適正に行われる体制であること。
- ⑧ 受講者に対し県が別に定める効果測定を実施し、県に報告できること。
- ⑨ 県が主催する研修事業者連絡会（年2回程度）に参加することができること。
- ⑩ 「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（令和5年4月28日障発0428第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）及び指定要綱等に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。

(2) 上記(1)の要件を満たしている場合においても、申請者が次の①から③までのいずれかに該当するときは、指定しない。申請者は、事業指定申請書に該当しない旨の「誓約書」（別添様式1）を添付すること。

- ① 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、運営要領に基づく研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
- ② 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条

第3号から第7号までに掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

- ③ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、障害者総合支援法（改正前の障害者自立支援法を含む。）に基づく指定障害福祉サービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。
- ④ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定又は許可を取り消された者であるとき。
- ⑤ 上記①から④までの取消し等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。
- ⑥ 申請者が、障害者総合支援法若しくは同法施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項及び第2項に規定するその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 申請者の代表者が、上記①から⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。
- ⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者等の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実があり、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。
- ⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に規定する暴力団員等と認められる者であるとき。
- ⑪ 申請者が、条例第23条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- ⑫ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- ⑬ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき

2 研修目的及び対象者

- (1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。研修対象者は、「原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児

者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業者等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等」とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

(2) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。研修対象者は、「基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等」とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

3 研修会場

- (1) 科目内容に応じて十分な広さと設備等を有し、研修を実施するに当たり、適切な環境条件にある研修会場を確保するものとする。なお、会場の広さは受講者1人当たり1.65㎡以上あること。
- (2) 会場は、必ずしも事業者の自己所有に限るものではないが、研修実施期間中の確保が、確実であることを書面により確認できるものとする。
- (3) 県が会場の状況を現に確認する必要があると判断した場合には、その調査に協力するものとする。

4 研修のカリキュラム

各研修内容のカリキュラムは、別紙1「カリキュラム及び演習の取扱い」による。

5 研修テキスト

研修テキストについては、別紙1に定めるカリキュラムに添った内容のテキストとする。

6 講師及び講義方法等

- (1) 各科目を担当する講師は、原則として、別紙2「講師の取扱い」による。
- (2) 講義及び演習の実施方法は、担当講師が対面又は通信の方法により実施する方式とすること。講師が講義において視聴覚教材を利用してもよいが、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。

7 実施上の留意点

- (1) 研修における修了期間は以下のとおりとする。
 - ① 基礎研修
原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。
 - ② 実践研修
原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えない。
- (2) 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいように適宜配慮すること。
- (3) 受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- (4) 障害のある受講者に対しては、研修会場等の配慮を行うよう努めること。

8 研修責任者と研修コーディネーター

- (1) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。
- (2) 事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、均一で質の高い研修を実施するために、研修に関係する各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定するものとする。

9 補講等の実施方法

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、別紙3「補講等の取扱い」により補講等を実施するように努める。

10 修了証書の交付

- (1) 修了証書の大きさは日本工業規格A4とし、文章は要綱の第6号様式又は第7号様式のとおりとする。
- (2) 受講者が修了証書を紛失等した場合の対応は、別紙4「修了証書再発行の取扱い」による。
- (3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にこの指定要綱・指定基準による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、この指定要綱・指定基準による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研

修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

11 受講者の本人確認

受講者の本人確認の実施については、別紙5「受講者の本人確認について」により行い、偽名等により修了証書を発行することのないように努める。

12 台帳等の保存

- (1) 修了者名簿を保存し、修了証書の再発行等に対応できるように、保管する。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類等）は、研修終了後5年間保存する。

13 事業廃止する場合の取扱い

事業を廃止した場合の取扱いについては、別紙6「事業廃止する場合の取扱い」による。

誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電 話)

印

- 1 強度行動障害支援者養成研修事業者の指定を受けるに当たって、神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱・指定基準その他関係法令等を遵守することを誓約します ・ 誓約しません
- 2 以下のいずれにも該当しないことを 誓約します ・ 誓約しません

- ① 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
- ② 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号までに掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
- ③ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）（改正前の障害者自立支援法を含む。）に基づく指定障害福祉サービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。
- ④ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定又は許可を取消された者であるとき。
- ⑤ 上記①から④までの取消し等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。
- ⑥ 申請者が、障害者総合支援法若しくは同法施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項及び第2項に規定するその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 申請者の代表者が、上記①から⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。
- ⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実があり、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。
- ⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に規定する暴力団員等と認められる者であるとき。
- ⑪ 申請者が、条例第23条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- ⑫ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- ⑬ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

カリキュラム及び演習の取扱い

1 カリキュラムについて

- (1) 各研修事業の内容のカリキュラムは、別表1又は別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないものとする（追加した科目がある場合は、科目名及び時間数が解るように記載すること。）。
- (2) 演習は、必ずしも全ての講義科目終了後に行う必要はないが、演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。

2 演習について

- (1) 具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール、具体的な実施方法及び演習内容を記載した演習計画書（参考1）を申請書及び事業計画書に添付すること。
- (2) 演習におけるグループワークは、1グループ最大8名とすること。また、各グループに補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理をすること。
補助者の数は、次の人数を確保すること。
 - ① 基礎研修
最低2グループに1人は付けること
 - ② 実践研修
各グループに1人付けること

(別表1)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容		
I 講義	6.5			
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的考え方	
			強度行動障害の状態	
			行動障害が起きる理由	
			障害特性の理解	
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止	
			家族の気持ち/実践報告	
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援	
			④チームプレイの基本	チームプレイの必要性
			⑤実践報告	児童期及び成人期における支援の実際
II 演習	5.5	内容		
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点	
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験	
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験	
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応	
合計	12			

(別表2)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害がある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5	内容	
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法
			記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関（医療機関等）との連携の方法
合計	12		

(参考1) 演習計画書(参考様式) *実施する内容に合わせて適宜作成する。

※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の場合

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)演習計画書

事業者名

○基本的な情報収集と記録等の共有(1時間)

(実施方法)

(タイムスケジュール及び実施内容)

○行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解(3時間)

(実施方法)

(タイムスケジュール及び実施内容)

○行動障害の背景にある特性の理解(1.5時間)

(実施方法)

(タイムスケジュール及び実施内容)

講師の取扱い

- 1 講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、講師要件は別表のとおりとする。
- 2 介護福祉士等の国家資格を有する者及びそれに準じる資格を有する者の場合は、その資格を生かし教育内容に関連する業務に原則として3年以上従事していること。それ以外の者については、教育内容に関連する業務に原則として5年以上従事していて、社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。
- 3 大学、短期大学及び介護福祉士養成校等の教員（非常勤を含む。）については、その担当科目等により適任であると認められるものであること。
- 4 講義科目については、質疑応答が可能なレベルであり、かつ、グループ討論形式を取り入れる場合には、的確な方向性を指示・指導できる経験、能力を有すること。
- 5 講師の経歴、資格、実務経験等を明らかにした講師一覧（参考1）及び講師履歴（参考2）を整備し、申請書に添付すること。履歴事項に変更がある場合や講師を追加する場合は、指定要綱第6条の規定により、強度行動障害支援者養成研修変更届に講師一覧（参考1）及び講師履歴（参考2）を添付して提出すること。
- 6 講師が資格要件を満たしているかどうかは、事業者が責任をもって確認し、講師履歴の免許の取得年月日欄は、必ず免許証や修了証明書等の原本を確認した上で、年月日まで正確に記入すること。また、職歴欄は、講師が担当科目についての専門性を有していることや事業者が当該講師を推薦する背景が判るように、業務経験・業務内容等について十分な説明を加えること。
- 7 別表に記載の資格は有しないが、担当科目について豊富な経験・知識を有し講師として適任である者については、その経歴等により個別に判断する。

この場合は特に、当該科目の担当として適任であると判断しうる経歴・従事業務内容等を講師履歴に明確に記載すること。
- 8 研修内容の偏りを防ぐため、同一講師が担当する科目は、原則として3科目までとする。
- 9 演習では、各科目の講師要件に準じた補助者を、受講者数・内容等に応じて別紙1「カリキュラム及び演習の取扱い」に定める人数以上配置すること。補助者については別表の講師要件に準じるほか、教育内容に関連する業務に原則として3年以上従事している者であること。補助者についても、補助者の経歴、資格、実務経験等を明らかにした講師一覧（参考1）及び講師履歴（参考2）を整備し、申請書に添付すること。
- 10 講師の出講状況については、講師出講確認書（参考3）により管理し、その写しを強度行動障害支援者養成研修修了者名簿に添付すること。

科目名		講師要件
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	①強度行動障害の理解 強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <資格> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	②研修の意義 強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 ・障害福祉行政担当者 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <資格> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者
		③支援のアイデア 強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <資格> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者
		④チームプレイの基本 強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <資格> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者
	⑤実践報告 強度行動障害を有する者に実際に支援を提供している事業所等の従事者等	
演習	1 基本的な情報収集と記録等の共有	強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <資格> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者
	3 行動障害の背景にある特性の理解	・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

科目名		講師要件
講義	1 強度行動障害がある者へのチーム支援	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者
	2 強度行動障害と生活の組み立て	
演習	1 障害特性の理解とアセスメント	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修の修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 ・行動援護従事者養成研修修了者
	2 環境調整による強度行動障害の支援	
	3 記録に基づく支援の評価	
	4 危機対応と虐待防止	

(参考1)

講師一覧 (基礎研修)

担当科目	氏名	現職 (在職年数) 資格 (取得年月日) 及び経歴 (経験年数)	専任・兼任
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解		
	①強度行動障害とは		
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識		
	②研修の意義		
	③支援のアイデア		
	④チームプレイの基本		
⑤実績報告			
演習	1 基本的な情報収集と記録等の共有		
	①基本的な情報収集		
	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解		
	②チームプレイの基本		
	③強度行動障害の理解		
	3 行動障害の背景にある特性の理解		
	④特性の分析		

*詳細は、別添「講師履歴」参照

(参考1)

講師一覧 (実践研修)

担当科目	氏名	現職 (在職年数) 資格 (取得年月日) 及び経歴 (経験年数)	専任・兼任	
講義	1 強度行動障害がある者へのチーム支援			
	① 支援を組み立てるための基本			
	② 組織的なアプローチ			
	2 強度行動障害と生活の組み立て			
	③ 実践報告			
演習	1 障害特性の理解とアセスメント			
	① アセスメントの方法			
	2 環境調整による強度行動障害の支援			
	② 手順書の作成			
	3 記録に基づく支援の評価			
	③ 記録の分析と支援手順書の修正			
	4 危機対応と虐待防止			
④ 関係機関との連携				

*詳細は、別添「講師履歴」参照

(参考2)

講 師 履 歴

年 月 日 現在

担当科目名			専任・兼任 (該当に○)	専任・兼任
ふりがな 氏 名				
現在の所属 と業務内容	所 属			
	業 務 内 容	(年 月～)		
担当科目に 関係のある 経歴	名 称	教育内容 (専攻) または担当業務内容	期 間	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
担当科目に 関係のある 資格・免許	名 称		取得年月日	
そ の 他 参考事項				

*補助講師の場合、担当科目に(補助)と記載

補講等の取扱い

- 1 受講者が欠席した場合、次の方法により補講等を行うように努めるものとする。
 - (1) 当該事業者が別に行う同一課程の研修において、該当科目の補講を行う。
 - (2) 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修において、該当科目の補講を行う。
 - (3) 当該事業者が欠席者のみを対象とした個別の補講を行う。
- 2 補講等の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 補講を実施する期間は、以下の研修期間内で実施するものとする。

内容	原則（運営要領の規定による）	特例（やむを得ない場合）
基礎研修	1月以内	2月以内
実践研修	2月以内	4月以内

- (2) 他の事業者で補講を行った場合は、必ずその事業者から受講証明書を発行してもらった上で、修了の確認をすること。
 - (3) 補講は担当講師が実際に対面して行う方法とし、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。
 - (4) 補講は、申請時の担当講師が行うこととし、たとえ有資格者でも研修事業者の職員等が代行することは認めない。ただし、申請時の担当講師が補講に当たれない場合は、講師の変更届を県に提出した上で、該当科目の講師要件を満たした別の講師が補講を行うこと。
 - (5) 個別の補講を行う場合も、時間数は当該科目の規定時間数を厳守すること。
 - (6) 補講料の有無及び補講料を徴する場合は金額をあらかじめ明示すること。
- 3 補講完了後、該当者の出席簿に補講実施日を記録するとともに、補講修了確認書（参考1）を整備すること。

(参考1)

補講修了確認書

受講者名	実施方法	補講実施日・時間	補講科目名	講師名	講師署名 (押印)
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			
	講義 演習	年 月 日 : ~ :			

※ 他事業者で補講を実施した場合は、その事業者から受講証明書（受講者名、実施日時、科目名、事業者名等が記載されていること）を発行してもらい、その写しを添付する。

修了証書再発行の取扱い

- 1 修了証書の性格は次のとおりである。
 - (1) 修了証書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。
 - (2) 修了証書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り発行するものである。
- 2 1で示した修了証書の性格を踏まえ、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか確認し、別紙5「受講者の本人確認について」1に準じて依頼者が本人であるか十分確認した上で、次により対応するものとする。
 - (1) 紛失した場合
 - ① 実物と同一様式で再発行する。その場合は、次の点に注意して再発行する。(参考例1)
 - ア 修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証書であることを明示する。
 - イ 再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。
 - ウ 当初発行の証書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。
 - ② 実物と同一の証書に代え、氏名、生年月日、修了証書番号、修了年月日を記載した文書を発行し、修了した旨の事実を証明する。(参考例3)

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書が再発行せず、証書に代え文書で卒業した旨を証明するのと同様である。

※ 事業者名に変更があった場合、研修を実施した事業者の解散等により引継ぎを受けた事業者が証書を発行する場合等、証明する事業者名が研修を実施した事業者名と異なる場合は、研修を実施した当時の指定事業者名を併記して発行すること。(参考例2)
 - (2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再発行は行わないものとする。これは、修了証書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

これは、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様である。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証書に変更後の氏名を裏書きする(裏面に特記事項として書き込む)ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再発行の依頼があった場合は、修了時点の氏名(変更前の氏名)により再発行するものとする。既に記述したように、修了した時点の事実に基づく証書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないからである。

(参考例 1)

再発行	第〇〇〇号
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
あなたは、厚生労働省の定めるところにより（当該指定研修事業者名）が神奈川県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（〇〇研修）を修了したことを証します。	
年 月 日	修了
年 月 日	再発行
研修指定事業者名	
代表者名	
印	
※役職・再発行時の代表者氏名及び代表者印	

(参考例 2)

再発行	第〇〇〇号
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
あなたは、厚生労働省の定めるところにより（当該指定研修事業者名）が神奈川県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（〇〇研修）を修了したことを証します。	
年 月 日	修了
（研修実施事業者名）実施	
年 月 日	再発行
証明書発行事業者名	
代表者名	
印	
※役職・代表者氏名及び代表者印	

(参考例3)

研修修了者証明書

次の者について、厚生労働省の定めるところにより（当該指定研修事業者名）が神奈川県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（〇〇研修）の修了者であることを証明します。

氏 名

生年月日

修了証書番号

修了年月日

証明年月日

研修事業者名

代表者名

印

受講者の本人確認について

- 1 事業者は、研修申込時又は初回の講義時等研修日程の早い段階で、次に例示する公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行う。なお、受講者に対しては募集時等に事前に周知して実施すること。
 - ・住民票の写し
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード等
 - ・健康保険証
 - ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・年金手帳
 - ・生活保護受給証明書
 - ・国家資格等を有する者については、免許証又は登録証 等
- 2 証明書は原本を確認の上、その写しを保管する。
- 3 「強度行動障害支援者養成研修修了者名簿」(第8号様式)の本人確認実施欄に実施した旨を記載して提出する。
- 4 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではない。
- 5 家庭内暴力の被害者等事情により公的機関の発行する証明書の提示又は提出が困難な受講者については、県に連絡をする。

事業廃止する場合の取扱い

1 研修事業の廃止

指定を受けた研修事業を今後一切実施しないことになった場合は、廃止届を提出すること。

事業を廃止する場合には、次のことに留意すること。

- (1) 事業者は、修了者名簿を保存し、研修修了者から修了証明書の再発行を求められた場合に対応できる体制を整備すること。
- (2) その他の研修事業に関する書類も規定の5年間は保存すること。
- (3) 研修修了者に対して、研修事業を廃止したこと及び今後の連絡先を周知すること。
- (4) 統廃合等で他の法人・団体等に業務が引き継がれる場合も、上記(1)から(3)までが確実に行われるようにすること。
- (5) 法人を解散する場合は、県から指定を受けている研修事業者に修了者名簿及び修了証書再発行業務を引き継ぐ等、上記(1)が実施できるようできる限り手配し、研修修了者に今後の連絡先を周知すること。

引継先が確保できず、やむを得ない場合は、その旨を県に申し出ること。

2 研修事業廃止届出後、期間を置いて上記1(4)及び(5)の状況になった場合等

廃止の届出時点では事業者指定を受けていた法人・団体自体は存在していたが、その後統廃合や法人解散等の状況になった場合も、修了者名簿の保管及び修了証書の再発行に対応する必要がある。

また、上記1(4)及び(5)において引き継ぎを受けた法人・団体がさらに他の法人・団体に業務を引き継ぐことになった場合も同様である。

この場合においても、研修修了者に今後の連絡先を周知するほか、県に対しても、必ず引継先及びその連絡先を文書で連絡すること（任意様式）。